

現在、第201回通常国会が開かれています。今国会に年金制度改正案が提出されます。

改正案では、在職老齢年金の支給停止額の基準緩和、厚生年金の加入期間の延長、繰下げ受給上限年齢の引き上げなど、働くシニア向けの改正が多く盛り込まれています。

今回は多くの方の関心が高い、在職老齢年金を中心に説明します。

### ●現在の在職老齢年金

60歳以降、厚生年金に加入しながら、老齢厚生年金を受給する場合、給与収入と年金の合計額が一定額を超えると、年金の一部または全部が減額（支給停止）される制度のことを「在職老齢年金」といい、次の(1)または(2)に該当する人は年金の一部または全部がカットされます。

(1) 65歳未満の人

(基本月額+総報酬月額相当額)が28万円を超えるとき

(2) 65歳以上の人

(基本月額+総報酬月額相当額)が47万円を超えるとき

ここでの「基本月額」とは、老齢厚生年金の年金額の12分の1に相当する額のことです。『ねんきん定期便』の「報酬比例部分」の金額を12で割った額となります。

また、「総報酬月額相当額」とは、給与の毎月の標準報酬月額（通勤交通費や残業手当等込み）と、直近1年間のボーナスの標準賞与額の12分の1の合計額です。この総報酬月額相当額を自分で計算したい場合は、就業規則等で60歳以降の給与や賞与などの労働条件を参考にしてください。

60歳以降の労働条件がわからない場合は、月額30万円、40万円、50万円というような区切りの良い数字を使って在職老齢年金の適用が

あるかどうか、適用がある場合は年金額がいくらになるのかを大雑把に把握しておきましょう。

なお、在職老齢年金による年金カットの対象となるのは「老齢厚生年金」のみです。国民年金から支給される老齢基礎年金や、加給年金額、振替加算は在職老齢年金の調整対象外になります。

次に、在職老齢年金の計算ですが、複雑な計算式を使わなくても、次の計算式で計算することができます。

$$\text{減額される額} = \{(\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額}) - 28 \text{万円}\} \times 0.5$$

※65歳以上は47万円

具体的なケースで見てみましょう。

Yさん 1960年2月生まれの男性

- ・64歳から特別支給の老齢厚生年金支給開始
- ・基本月額9万円
- ・総報酬月額相当額38万円（就業規則より）

Yさんの場合、64歳時の在職老齢年金でカットされる額は、{(基本月額9万円+総報酬月額相当額38万円)-28万円}×0.5=9.5万円です。基本月額9万円より在職老齢年金でカットされる額の方が多いため、Yさんの年金額は0円（全額支給停止）になります。

### ●今回の改正案ではどうなる?

改正案では、在職老齢年金の支給停止の基準額を、年齢にかかわらず一律47万円とする予定です。

改正案の支給停止基準額を使い、Yさんの在職老齢年金を再計算してみましょう。カットされる額は{(基本月額9万円+総報酬月額相当額38万円)-47万円}×0.5=0円です。したがって、改正後はYさんの年金がカットされることはなく、月額9

万円を全額受け取れることとなります。

### ●改正の恩恵は限定的

Yさんのケースを見ると、メリットが大きいと思われそうですが、改正の恩恵を受けられる人は限定的です。理由は、65歳未満の人に支給される「特別支給の老齢厚生年金」が、段階的に廃止されることになっているからです。

「特別支給の老齢厚生年金」が支給されるのは、男性が1961年4月1日以前生まれ（現在59歳以上）まで、女性が1966年4月1日以前生まれ（現在54歳以上）までの人です。これ以降に生まれた人たちは、65歳以上の在職老齢年金が適用される世代になります。

### ●本当に70歳まで働けるのだろうか?

改正案にはそのほかにも、厚生年金の加入期間を75歳まで延長、年金繰下げ受給の開始時期（上限年齢）を75歳に引き上げ、確定拠出年金の加入可能年齢の引き上げといった項目が盛り込まれています。

また、2月4日には、定年を70歳まで延長させる「高齢者雇用安定法」の改正案が閣議決定されました。当面、70歳までの雇用は企業の「努力義務」のようですが、いずれは義務づけられることでしょう。

ただ、本当に70歳以降も働き続けることができるのでしょうか?

現実の相談では、70歳以降も働きたいと意欲的だった人たちが、70歳近くになると「体力の限界」や「集中力の低下」などを感じ、さらに仕事や作業のミスが多くなるとおっしゃいます。当初の計画では70歳以降も働く予定だった方が、70歳前に退職されるケースもあります。

年金面と雇用面の法的な整備により、70歳以降も働きたいという人にとっては収入と年金を増やすチャンスになるでしょうが、「70歳以上の人も働いて当たり前」というような風潮にならないようにと思います。